

○南富良野町移住促進転居費用補助金交付要綱

令和6年2月6日要綱第3号

改正 令和7年4月1日要綱第16号

南富良野町移住促進転居費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南富良野町内に新たに転入した個人や世帯に対し、その転居に要した費用の一部を補助することにより、経済負担の軽減を図り、若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 継続して5年以上本町に居住する意思を有して新たに住民登録を行うことをいう。
- (2) 転居費用 転居するために要した費用のうち、引越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に転入した者のうち、第5条に規定する交付申請時において満40歳未満である者。
- (2) 転勤、就学その他一時的な居住ではないこと。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (4) 南富良野町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年南富良野町条例14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有していないこと。
- (5) 転入者は、居住行政区の町内会に入会し、地域活動に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員及び地方公務員は対象外とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費は転居費用とし、補助率は当該費用の2分の1以内とする。ただし、就業先等から転居費用及びこれに類する手当が支給されている場合は、その額を控除した後の額で算出する。また、補助限度額は各号によるものとする。

- (1) 前住所地が道内の者 5万円
- (2) 前住所地が道外の者 10万円

2 前項各号の限度額は、申請者と同一世帯の転入者のうち配偶者及び高校生以下の子どもひとりにつき、3万円を加算するものとする。ただし、加算の上限額は6万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、転入日から3か月以内に南富良野町移住促進転居費用補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 引越し業者または運送業者に支払った費用の領収書
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) 町内会費の支払ったことがわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の交付（不交付）決定者に対し、南富良野町移住促進転居費用助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの者（以下「交付決定者」という。）は速やかに南富良野町移住促進転居費用補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(支給方法)

第8条 支給方法は申請者が指定する口座への振込による方法とする。

(報告及び調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関する事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。ただし、交付決定者からの申し出により、災害、疾病その他の自己の都合によらず、やむを得ない事由があると町長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 転入日から5年を経過する前に転出した場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、南富良野町移住促進転居費用補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。